

総括と展望*

——GAAPの変質と制度の形成要因——

藤 井 秀 樹

I GAAPの変質

本研究を通して改めて炙り出されたのは，近年の制度形成プロセスにおけるGAAPの変質である。Zeff [1995] (p. 54) が指摘した「記述的」(descriptive)なものから「規範的」(normative)なものへのGAAPの変質は，とりわけFASB/IASBの共同体制を基軸としたコンバージェンスの取組みが本格化して以降，さらなる進展をみせている。

GAAPのそうした変質を象徴するトピックとして，資産負債アプローチに依拠した基準設定への傾斜をあげることができる。斎藤[2010] (41頁)によれば，近年のコンバージェンスにおいては，「時価（公正価値）による資産の評価が自己目的化され，それがどのような意味で投資の成果にあたるかがよく検討されないまま，利益の測定が一方的にその影響を受ける例が増えている」とされる。本特集の松本論文で取り上げた資産負債アプローチによる収益認識の基準化を目指した収益認識プロジェクトや，藤井論文で取り上げた概念フレームワーク改訂プロジェクトは，そうした動向を加速する事例であったといえるであろう。

ASBJ [2006] (第3章脚注14)においては，自己創設のれんの認識は，「経営者による企業

価値の自己評価・自己申告を意味する」ことから，「財務報告の目的に反する」ものとされ，明確にその基準化が否認されている。ところが，利益の情報価値を等閑視した機械的な資産負債アプローチの適用は，自己創設のれんの認識にまで行きつく可能性を宿している（斎藤[2010] 118頁）。すなわち，今日のグローバルなGAAPの形成は，こうした「資産・負債アプローチの教義が支配するサークル」（斎藤[2010] 359頁）のもとで展開されているのである。例外や会計選択の余地を認めない近年のこのような基準設定方式を，基準設定者たちは，「原則主義アプローチ」(principles-based approach)と称している。

以上のようなGAAPの変質と表裏の関係にあるのが，トップダウン型の制度形成の進展である。Sunder [2008] (p. 2) は，次のように述べている。「今日，会計実務はもはや，広範な会計界や産業界による一般的承認ではなく，アメリカではSECによる，欧州ではECによる基準形成とそのエンフォースメントというトップダウン型のプロセスを通じて決定されている」。すなわち，かつてMay [1943] が「経験の蒸溜」(distillation of experience)という言葉で表現した実務帰納的なGAAPの開発は今日，見る影もないほど制度形成の後景に追い遣られているのである。GAAPの成立にとって「実質的な権威ある支持」がこれまで以上に重要な要素となっていることと関連して，基準設定団体の背後に控える規制当局（SEC, EC, 金融庁等）の意向が，今日の会計制度設計のあり方をより直

* 以下に示す「総括と展望」は本研究全体に関するものであるが，それは藤井個人の責任において取りまとめたものであり，そのすべての内容が本スタディ・グループのメンバー全員に共有されているわけではない。

截的に規定する要因となっていることも見逃せない一面である（杉本論文参照）。

Ⅱ デュー・プロセスの形骸化

正統性は、会計制度の成立にとって不可欠の要素である。山田論文で指摘されているように、会計制度の成立根拠を洞察するさいには、①基準設定団体の正統性と、②当該団体が設定した基準の正統性を、区分して考える必要がある。基準の概念的な整合性分析が有する独自の学術的価値は、そうした区分の観点からみると理解しやすい。基準の正統性にとって、概念的整合性（論理の一貫性）は欠くことのできないものとなる。松本論文、大野論文、草野論文で手掛けられているのは、そのような概念的な研究である。

そしてさらに、GAAPの変質を洞察するさいには、第3の正統性として、③基準設定プロセスの正統性を区分して考える必要があろう。基準設定プロセスは、基準設定体制の運用過程を示すものであり、前二者（上記①②）とは相互規定的な関係にありながらも、個別具体的には異なった次元の要因（やや先回りしていえば制度設計者の信念と市場の評価）によって、そのあり方が規定されるからである。

今日の基準設定プロセスを構成しているのは、周知のとおり、デュー・プロセスである。そこで、デュー・プロセスの運用過程に目を転じると、当該過程においてもトップダウン型基準設定の傾向をかなり明瞭に観察しうることに、改めて気づかされるのである。すなわち、コメントレーターや公聴会で表明された多数意見が必ずしも最終基準に反映されない事例や、多数者の反対意見を押し切る形で最終基準が公表された事例が、少なからず観察されるのである。近年のケースでいえば、FASB改訂基準書第141号（2007）の設定プロセスがその好例であろう。公開草案（2005）で示された全部のれん

法に対して回答者の大多数が反対意見を表明したにもかかわらず、最終基準として公表された改訂基準書第141号では全部のれん法の採用が決定されたのである（小形〔2009〕68-69頁）。

基準設定の事例ではないが、藤井論文で取り上げた概念フレームワーク改訂プロジェクトもまた、そうしたトップダウン型のプロセス運営の典型的な一事例といえるであろう。忠実な表現による信頼性の差替えという予備的見解（2006）の提案に対して回答者の96%が反対意見ないし批判意見を表明したにもかかわらず、FASB/IASBは当該差替提案の趣旨をむしろより徹底させた公開草案（2008）を公表したのである。

デュー・プロセスはそもそも、「会計基準やその他のプロナウンスメントの開発において利害関係者の利害を考慮することを保証する」（Miller et al. [1994] p. 58）ために採用されたとされているが、以上のような実態からすれば今日、その形骸化が、少なくとも部分的にはかなり顕著な形で進行していると評さざるをえないのである。

とはいえ、デュー・プロセスにおいて表明された多数者の意見が、基準設定の趣旨に照らしてどこまで合理的なものとみなしうるかは、また別の問題である。基準の設定・変更によって負の経済的影響を受ける可能性のある利害関係集団は、その影響を最小化するために、基準案の変更や撤回を求めて規制当局に対してしばしば強力なロビイングを行ってきた。いわゆる「会計の政治化」（politicization of accounting）と称される現象が、それである。このような状況においては、基準設定団体に発出されるコメントレーターの多くは、当然のことながら、基準案に対して批判的な内容を含んだものとなる。

ディフィーザンスが債務の償還を構成しないことを提案した公開草案（1982）に対する回答者の反応を、Miller and Redding [1988] (p. 70) は次のように記述している。「約41,000部の公

開草案が〔利害関係者に〕送付されたが、寄せられた回答はわずか62通であった。〔……そして〕コメントレターのほとんどは、提案に不満を示すものであった¹⁾。このようなデュー・プロセスを経て、FASBは最終的に、一定の条件を満たすディフィニションは債務の償還を構成するということを認めた基準書第76号(1983)を公表したのであった。かかる会計の政治化の類例は枚挙にいとまがない¹⁾。このような経緯からすれば、デュー・プロセスの「形骸化」は、会計の政治化に対する基準設定団体の側からの一種の対抗措置としての側面を有するものであったと解することもできるであろう。

Ⅲ 制度の形成要因とその合理性

では、基準設定団体と回答者とでは、どちらがより合理的なのであろうか。この問題は、制度形成がどのような理屈で動いているかを考察するうえで重要な論点となる。

以下では、基準設定にかかわる主体を、制度設計者という括りで捉えることにしたい。既述のように、基準設定団体の行動は、国・地域によって程度の差はあるものの、その背後に控える規制当局の意向を抜きにしては語りえない。そしてまた、基準のあり方(とりわけ機能)は、基準をとりまく諸法制(証券法、SOX法、EC規則、金融商品取引法等)との関係を抜きにしては考えられない。このような側面に着目した場合、基準設定は制度設計というより広い視野で捉える必要があり、そのような意味での制度設計者には基準設定団体だけでなく規制当局も含めて考える必要がある。他方、回答者の多く

は、会計に関連した広義の実務者であり、会計を通じた証券市場への参加者である。このような整理に依拠して上掲の問題を再提示すれば、制度設計者の信念(集権的意思決定の力)と市場の評価(分権的意思決定の力)とでは、基準設定への作用因として、どちらがより合理的なのかということになるであろう。

制度設計者たちは、近年の会計制度設計において、資産負債アプローチの画一的で機械的な適用を図ってきた。アメリカにおいては、SEC[2003]の問題提起に対する回答としてFASB[2004]が公表されて以降、その傾向がとりわけ顕著である(藤井[2010])。このような「イデオロギー的な資産・負債アプローチの主張」(斎藤[2010]118頁)は、包括利益の一元的開示要求(純利益の開示禁止)に辿り着くが、かかる主張は、「純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている」(ASBJ[2006]第3章第21項)という厳然たる市場の事実をまったく等閑視している点で、合理性を欠くものといわなくてはならないであろう。

このような問題性を有する制度設計の試みに対して市場参加者が異議申立てを繰り返し行ってきたのは、当然といえば当然の成り行きであった。かかる試みが顕在化した場合に発出されたコメントレターの多数意見は、何よりもまず、このような文脈において理解されるべきであろう。とりわけFASB構成団体関係者(constituents)の一部は、自生的な会計実務の現実的な合理性を重視する観点から、「歴史的な原価は、公正価値ほど目的適合的でないにしても、信頼性がより高いのは明らかである」(Johnson[2005]p.1)という原則的立場を貫いてきたのであった。

しかし、制度設計者たちによれば、市場参加者のこうした異議申立てに屈した結果、たとえばAPBは、「ほとんどすべての借方残高を資産とし、ほとんどすべての貸方残高を負債とする

1) このほか、投資税額控除の会計基準や石油・ガス会計基準の設定過程で生じた会計の政治化が、よく知られている。これら2つのケースも含め、大きな論争に発展した基準設定の事例が、Miller and Redding[1988]ch.4で紹介されている。

ことを容認」(Storey and Storey [1998] p. 79) した会計原則 (APB [1970]) を公表せざるをえなかったものであり、したがってまた、会計の政治化に対して歯止めらしい歯止めをかけることがまったくできなかったのである (Johnson [2004a] p. 4)。会計の政治化に対して歯止めをかけるためには、「現実世界の経済現象」である企業の富 (資産・負債) を「概念的アンカー」 (conceptual anchor) として措定し (SEC [2003] III B)、実務の現実的合理性という桎梏を断ち切りつつ、「財務報告における会計測定値または記述と、それらが表現しようとする経済的現象の対応または一致」 (FASB/IASB [2006] par. BC2. 28) を、企業に対して画一的に迫る必要があると、制度設計者たちは考えたのであった。近年の G20 (金融サミット) においては、こうした考えを全面に掲げる FASB/IASB の基準設定活動に対して明確な支持が繰り返し表明されている (G20 [2010a] p. 2; G20 [2010b] p. 20)。

つまり、制度設計者と市場参加者はそれぞれの観点から質の異なる合理性の通念を形成し、その通念に従って会計制度設計にかかわり、あるいは当該制度設計を主導してきたのであった。ただし、基準設定プロセスの正当性を支えるより主要な作用因がどちらの側にあるかは、以上の考察からは依然として明らかではない。

Ⅳ 2種類の合理的行為と制度形成のダイナミズム

制度設計者が有する通念としての合理性と、市場参加者が有するそれとの関係を考えるうえで1つの有力な手掛かりとなるのが、理解社会学 (verstehende Soziologie)²⁾ における目的合理性と価値合理性に関する議論である。当該議論は、社会的行為の類型化に関連して示されたものである。

Weber [1922] (39 頁) によれば、目的合理的

行為とは、「外界の事物の行動および他の人間の行動について或る予測を持ち、この予測を、結果として合理的に追求され考慮される自分の目的のために条件や手段として利用するような行為」をいう。これに対して、価値合理的行為とは、「或る行動の独自の絶対的価値——倫理的、美的、宗教的、その他の——そのものへの、結果を度外視した、意識的な信仰による行為」をいう³⁾。

2種類の合理的行為を以上のように定義づけたうえで、Weber [1922] (41 頁) は、両者の関係を、次のように説明している。「行為の価値合理的方向は、目的合理的方向との間にさまざまな関係を持つことがある。しかし、目的合理性の立場から見ると、価値合理性は、つねに非合理的なものであり、とりわけ、行為の目指す価値が絶対的価値へ高められるにつれて、ますます非合理的になる。なぜなら、その行為の独自の価値 (純粹な信念、美、絶対的な善意、絶対的な義務感) だけが心を奪うようになると、価値合理性は、ますます行為の結果を無視するようになるから [である]」。

市場参加者は、「外界の事物の行動および他の人間の行動について或る予測」を持ち、その予測を、自己の経済的利益の最大化という目的を達成するための条件や手段として利用する主体であると考えることができる。会計の政治化は、まさに市場参加者のそうした行為によって生み出されてきたものであった。総じて、市場参加者が有する通念としての合理性は、理解社

2) 以下の議論は主として、Weber [1920] および Weber [1922] に依拠している。なお、各文献からの引用については、訳書頁によってその出所を示すことにする。

3) Weber [1922] (39 頁) では、これら2つの類型以外に、感情的行為と伝統的行為が示されているが、これらの行為はここで取り扱っている問題と直接的な関連性を持たないので、小論ではこれらにふれないことにする。

会学でいう目的合理性に該当するものとみなしうであろう。

これに対して、制度設計者は、あるべき会計制度を実現するためには資産負債アプローチに依拠した画一的な基準設定が不可欠という「独自の絶対的価値〔観〕」を持ち、その価値の実現に向けて、「結果を度外視した、意識的な信仰による行為」を不断に追求する主体であると考えることができる。市場参加者の目的合理性の観点からすれば、純利益の開示禁止の主張に象徴されるような制度設計者の信念は、まったく非合理的なものであり、「結果を度外視した」ものに映るであろう。総じて、制度設計者が有する通念としての合理性は、理解社会学でいう価値合理性に該当するものとみなしうであろう。

理解社会学においては、目的合理的行為が作用する経済的な利害状況と価値合理性が作用する理念的な思想状況の間の緊張関係が、「歴史過程を押し動かしていくダイナミズム」（大塚〔1966〕207頁）を生み出してきたとされる。すなわち、「人間の行為を直接に支配しているのは、(物質的ならびに観念的な)利害であって、理念ではない。それにもかかわらず、《理念》Ideenによってくりだされた《世界像》Weltbilderは、きわめてひんぱんに、転轍手として軌道〔の方向〕を決定し、その軌道にそって利害のダイナミズムが人間の行為をおしすすめてきたのであった」（Weber〔1920〕130頁）。平時においては経済的な利害状況が経済主体の行為を基本的に規定するのであるが、「歴史の曲り角ともいべきようなところでは、[……]理念が決定的な作用をすることになる」（大塚〔1966〕212頁）と、理解社会学では考えられているのである⁴⁾。

制度設計者の信念と市場の評価の基本的な関係も、理解社会学の以上のような整理に倣って理解することで、差し当たり整合的に説明することが可能となるであろう。すなわち、平時においては市場の評価（市場参加者の目的合理的

行為）が制度形成や制度運用を基本的に規定するが、制度の転換点となるような危機的状況下では制度設計者の信念（価値合理的行為）が「転轍手」となって制度変化を主導することになる（可能性がある）ということである。大企業の会計不正や経営破綻の続発を受けて近年、大規模な制度改革の必要性が広く叫ばれるようになった。このような状況のもとで、制度設計者の信念に制度改革の「転轍手」としての役割を期待する社会的風潮が一段と強まり、そのことが制度設計者の信念の定向進化をさらに一層促進する要因になってきたと考えることができる。つまり、基準設定プロセスの正当性を支える主要な作用因は、当該プロセスがどのような局面で展開されるかによって異なってくるということである。すなわち、これが、前節の冒頭で掲げた問いに対する、とりあえずの回答となる。

しかし、以上はあくまでも、複雑かつダイナミックな様相を帯びた近年の会計制度変化についての、1つの説明にすぎない。議論の前提や採用する理論が異なれば、当然のことながら、以上とは異なる説明が導出されるであろう。田口論文の研究を通して示された知見は、そうした可能性を秘めた事例の1つといえる。会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義をより深く探求するためには、制度変化にかかわる諸事実の継続的な観察とともに、それらをより幅広く整合的に説明する学術的な営みが引き続き不断になされなくてはならない⁵⁾。

「理解社会学としては、自分が閉じ込められている境界の狭さを知りながら、しかも、自分だけがなし得ることを成し遂げるという任務か

4) 「歴史の曲り角」すなわちある種の危機的状況（カタストロフ的状況）においては、経済主体の信念が制度変化を主導する要因になるという理解は、制度派理論とも共通するものである。この点については、篠田〔2007〕第3章；藤井〔2007〕第7章を参照されたい。

ら解放されるのではない」(Weber [1922] 28頁)。この箴言は会計研究においても、そのまま当てはまるであろう。この先人の言葉の意味を改めて重く受けとめつつ、本研究の成果報告をひとまず終えることにしたい。

参考文献

- APB [1970], *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of the Accounting Principles Board No. 4, AICPA, 川口順一訳 [1973]『アメリカ公認会計士協会・企業会計原則』同文館。
- FASB [1976b], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, 津守常弘監訳 [1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [2004], *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July 2004.
- FASB/IASB [2006], FASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No. 1260-001, July 6, 2006; IASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Discussion Paper, July 2006.
- G20 [2010a], *Communiqué, Meeting of Finance Ministers and Central Bank Governors, Busan*, Republic of Korea, June 5, 2010.
- [2010b], *The G-20 Toronto Summit Declaration*, June 26-27, 2010.
- Johnson, L. T. [2004a], “The Project to Revisit the Conceptual Framework,” *The FASB Report*, December 28, 2004.
- [2004b], “Understanding the Conceptual Framework,” *The FASB Report*, December 28, 2004.
- [2005], “Relevance and Reliability,” *The FASB Report*, February 28, 2005.
- May, G. O. [1943], *Financial Accounting: A Distillation of Experience*, Macmillan, reprint ed., Scholars Book, 1972, 木村重義訳 [1970]『G. O. メイ財務会計——経験の蒸溜——』同文館。
- Miller, P. B. W. and R. J. Redding [1988], *The FASB: The People, the Process, and the Politics*, 2nd ed., IRWIN, 高橋治彦訳 [1989]『The FASB 財務会計基準審議会——その政治的メカニズム——』同文館。
- , —— and P. R. Bahnson [1994], *The FASB: The People, the Process, and the Politics*, 3rd ed., IRWIN, 高橋治彦訳 [1989]『The FASB 財務会計基準審議会——その政治的メカニズム——』同文館。
- SEC [2003], Office of the Chief Accountant, Office of Economic Analysis, *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*.
- Storey, R. K. and S. Storey [1998], *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB Special Report, (財)企業財務制度研究会訳 [2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』COFRI 実務研究叢書, 中央経済社。
- Sunder, S. [2008], *International and National Standards and Norms of Financial Reporting: Monopoly or Competitive Coexistence*, Accounting Forum, Kobe University, January 26, 2008.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman [1986], *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, 須田一幸訳 [1991]『実証理論としての会計学』白桃書房。

5) 会計においては、600年以上の歴史を有する複式簿記が、システムの基本的な枠組みを根底において制約する要因として作用することになる。その作用は、会計の制度変化にも何らかの形で及ぶことになるであろう。その制度設計において複式簿記という特殊な記録計算機構の制約を受ける点が、他の社会システムとは異なる会計の独自の性質をなす。複式簿記の力は会計の制度変化にどのような形で及ぶことになるのか、またその力は価値合理性と目的合理性のいずれに由来するものであるかといった問題の検討が、制度形成プロセスのより体系的な理論分析のためには必要となるであろう。

- Weber, M. [1920], “Wirtschaftsethik der Weltreligionen — Vergleichende religionssoziologische Versuche — Einleitung,” in *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd., Tübingen, SS. 237-275, 林武訳 [1988] 『『世界宗教の経済倫理』序説——比較宗教社会学試論——』安藤英治訳者代表『ウェーバー宗教・社会論集』河出書房新社, 115-154 頁。
- [1922], “Soziologische Grundbegriffe,” in *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen, J. C. B. Mohr, SS. 1-30, 清水幾太郎訳 [1972] 『社会学の根本概念』岩波文庫。
- Zeff, S. A. [1995], “A Perspective on the U.S. Public/Private-Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 1, pp. 52-70.
- ASBJ [2006] 企業会計基準委員会, 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』。
- 大塚久雄 [1966] 『社会科学の方法——ヴェーバーとマルクス——』岩波新書。
- 小形健介 [2009] 「全部暖簾法をめぐる FASB と IASB の決定過程の分析」『国際会計研究学会年報』2008 年度, 61-77 頁。
- 斎藤静樹 [2010] 『会計基準の研究』増補版, 中央経済社。
- 篠田朝也 [2007] 『会計の経済理論分析』滋賀大学経済学部研究叢書第 44 号。
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学——会計基準のコンバージェンスを見すえて——』中央経済社。
- [2010] 「会計基準の国際統合と資産負債アプローチ」『税経通信』第 65 巻第 9 号, 49-56 頁。